

令和5年度 第2回 佐賀県建設業審議会【諮問事項】

1. 令和6年度建設工事入札参加資格の決定（案）について（追加審査）
2. 佐賀県建設工事請負契約約款の改正（案）について

1. 令和6年度建設工事入札参加資格の決定(案)について(追加審査)

- ① 入札参加資格審査(等級格付)の概要
- ② 追加審査の概要
- ③ 追加審査の結果(県内及び県外建設工事業者)
- ④ 入札参加資格審査状況表(県内建設工事業者)
入札参加資格審査状況表(県外建設工事業者)
- ⑤ 今後のスケジュール

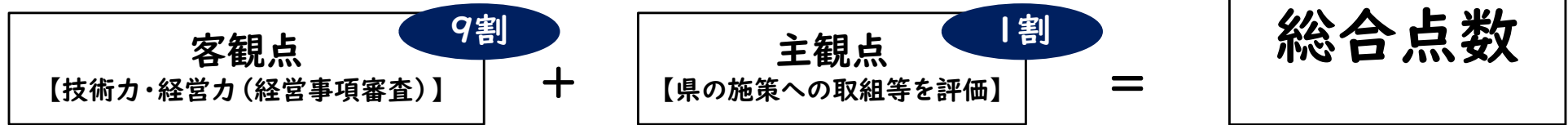
①入札参加資格審査（等級格付）の概要

❖等級格付とは

- ・発注規模に応じて、技術力・経営力を有する適正な業者を選定できるよう、事前に審査したうえで登録し、ランク分け（A級、B級など）する仕組み
- ・入札参加資格は2年間有効であり、2年毎に資格審査（定期審査）を実施、中間年では1年間有効となる追加審査を実施

❖客観点と主観点で点数付け

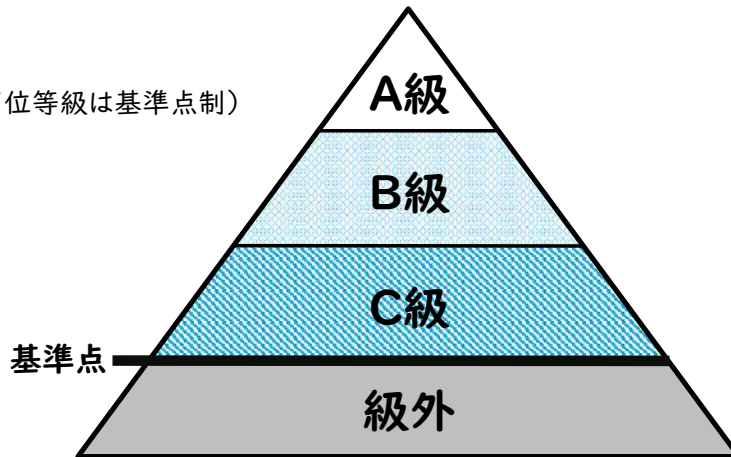
業者の技術力・経営力と、県の施策への取組等を評価



❖等級の格付方法

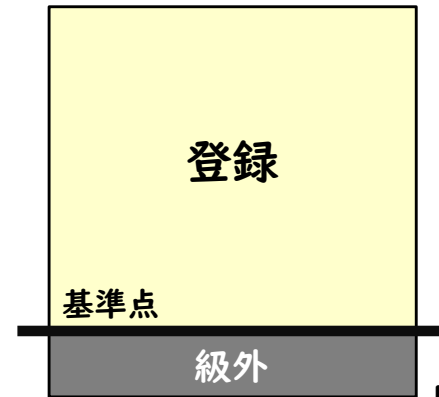
- 11業種は順位制
(上位等級は順位制、最下位等級は基準点制)

土木一式、建築一式、
とび土工、電気、管、
鋼構造物、塗装、造園、
舗装、機械器具設置、
電気通信



- 18業種は登録制

大工、左官、石、屋根、タイル、鉄筋、
しゅんせつ、板金、ガラス、防水、
内装仕上、熱絶縁、さく井、建具、
水道施設、消防施設、清掃施設、
解体



②追加審査の概要

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【定期審査】	R4年11月～R5年3月 受付・審査・格付決定	R5年4月～R7年3月末 入札参加資格 2年間有効		
【追加審査】		R5年11月～R6年3月 受付・審査・格付決定	R5年4月～R7年3月末 <u>入札参加資格1年間有効</u>	

審査対象：定期審査で申請していない業種

有効期間：令和6年度（単年度）のみ

なお、追加審査での資格決定については、

等級ごとの定数にかかわらず行うため、格付済の業者の等級は変動しない。

③追加審査の結果（県内及び県外建設工事業者）

❖ 県内建設業者

❖ 県外建設業者

	申請者	結果 〈申請者中の有資格者数〉	申請者	結果 〈申請者中の有資格者数〉
令和6年度追加審査 【今回】	11者	7者 複数業種取得なし	41者	40者 うち23者が複数業種取得
令和5・6年度定期審査 【昨年度】	793者	754者	527者	515者

④入札参加資格審査状況表（県内建設工事業者）

業種コード	業種	令和5・6年度(A)申請者数:793者							令和6年度(B)申請者数:11者							合計(A+B)						
		特A	A	B	C	登録	計	級外	特A	A	B	C	登録	計	級外	特A	A	B	C	登録	計	級外
010	土木一式	27	77	163	146		413	68	0	0	0	1		1	3	27	77	163	147		414	71
020	建築一式		45	50	116		211	22		0	1	0		1	0		45	51	116		212	22
030	大工					6	6	13					0	0	1					6	6	14
040	左官					3	3	5					0	0	0					3	3	5
050	とび土工		27	23	163		213	142		0	0	1		1	3		27	23	164		214	145
060	石					11	11	38					0	0	1					11	11	39
070	屋根					19	19	7					0	0	1					19	19	8
080	電気		20	21	50		91	11		0	0	1		1	0		20	21	51		92	11
090	管		29	60	122		211	77		0	0	0		0	1		29	60	122		211	78
100	タイル					7	7	8					0	0	1					7	7	9
110	鋼構造物		8	8	6		22	52		0	0	0		0	1		8	8	6		22	53
120	鉄筋					0	0	3					0	0	0					0	0	3
130	舗装		38	20			58	184		0	0	0		0	2		38	20	0		58	186
140	しゅんせつ					39	39	71					0	0	2					39	39	73
150	板金					10	10	2					0	0	0					10	10	2
160	ガラス					7	7	3					0	0	0					7	7	3
170	塗装		14	18	36		68	24		0	0	0		0	1		14	18	36		68	25
180	防水					38	38	11					0	0	0					38	38	11
190	内装仕上					38	38	8					0	0	1					38	38	9
200	機械器具		7	13			20	7		0	0			0	0		7	13			20	7
210	熱絶縁					3	3	2					0	0	0					3	3	2
220	電気通信		10	24			34	5		0	0			0	0		10	24			34	5
230	造園		29	35	36		100	28		0	0	0		0	0		29	35	36		100	28
240	さく井					4	4	6					0	0	0					4	4	6
250	建具					17	17	1					0	0	0					17	17	1
260	水道施設					165	165	112					1	1	0					166	166	112
270	消防施設					39	39	10					0	0	0					39	39	10
280	清掃施設					1	1	1					0	0	0					1	1	1
290	解体					174	174	58					2	2	1					176	176	59
	合計	27	304	435	675	581	2,022	979	0	0	1	3	3	7	19	27	304	436	678	584	2,029	998

※令和5・6年度の数値は令和5年4月1日時点

④入札参加資格審査状況表(県外建設工事業者)

業種コード	業種	令和5・6年度(A)申請者:527者							令和6年度(B)申請者数:41者							合計(A+B)						
		特A	A	B	C	登録	計	級外	特A	A	B	C	登録	計	級外	特A	A	B	C	登録	計	級外
010	土木一式	99	14	35	19		167	21	4	1	1	2		8	2	103	15	36	21		175	19
020	建築一式		81	11	11		103	14		5	1	0		6	2		86	12	11		109	12
030	大工					5	5	6					0	0	0					5	5	6
040	左官					3	3	6					0	0	0					3	3	6
050	とび土工		72	13	25		110	23		4	2	0		6	3		76	15	25		116	20
060	石					9	9	12					0	0	2					9	9	10
070	屋根					10	10	5					0	0	0					10	10	5
080	電気		117	28	26		171	15		7	3	3		13	1		124	31	29		184	14
090	管		66	11	13		90	22		5	0	1		6	4		71	11	14		96	18
100	タイル					9	9	4					0	0	0					9	9	4
110	鋼構造物		80	10	1		91	24		2	0	0		2	3		82	10	1		93	21
120	鉄筋					0	0	5					0	0	0					0	0	5
130	舗装		23	16			39	28		0	1			1	4		23	17			40	24
140	しゅんせつ					25	25	15					1	1	1					26	26	14
150	板金					3	3	3					0	0	0					3	3	3
160	ガラス					3	3	3					1	1	0					4	4	3
170	塗装		28	5	8		41	14		0	0	0		0	2		28	5	8		41	12
180	防水					16	16	8					0	0	0					16	16	8
190	内装仕上					25	25	6					6	6	0					31	31	6
200	機械器具		120	36			156	8		4	2			6	0		124	38			162	8
210	熱絶縁					2	2	5					0	0	0					2	2	5
220	電気通信		106	9			115	7		12	1			13	0		118	10			128	7
230	造園		15	2	4		21	9		0	0	0		0	0		15	2	4		21	9
240	さく井					9	9	0					3	3	0					12	12	0
250	建具					8	8	3					2	2	0					10	10	3
260	水道施設					96	96	38					4	4	2					100	100	36
270	消防施設					25	25	7					1	1	0					26	26	7
280	清掃施設					16	16	1					1	1	0					17	17	1
290	解体					51	51	8					4	4	0					55	55	8
	合計	99	722	176	107	315	1,419	320	4	40	11	6	23	84	26	103	762	187	113	338	1,503	294

※令和5・6年度の数値は令和5年4月1日時点

⑤今後のスケジュール

<令和6年3月下旬>

新たな施行能力等級表を佐賀県HPで公表、及び申請を行った建設業者へ通知を発出



<令和6年4月1日付>

施行能力等級表を運用開始

お知らせ

<令和7・8年度入札参加資格審査(定期審査)の予定について>

令和6年10月下旬頃：受付開始

令和7年 3月中旬頃：建設業審議会にて入札参加資格者の決定について諮問

2. 佐賀県建設工事請負契約約款の改正(案)

工事契約に係る保証証書の電子化に伴う改正

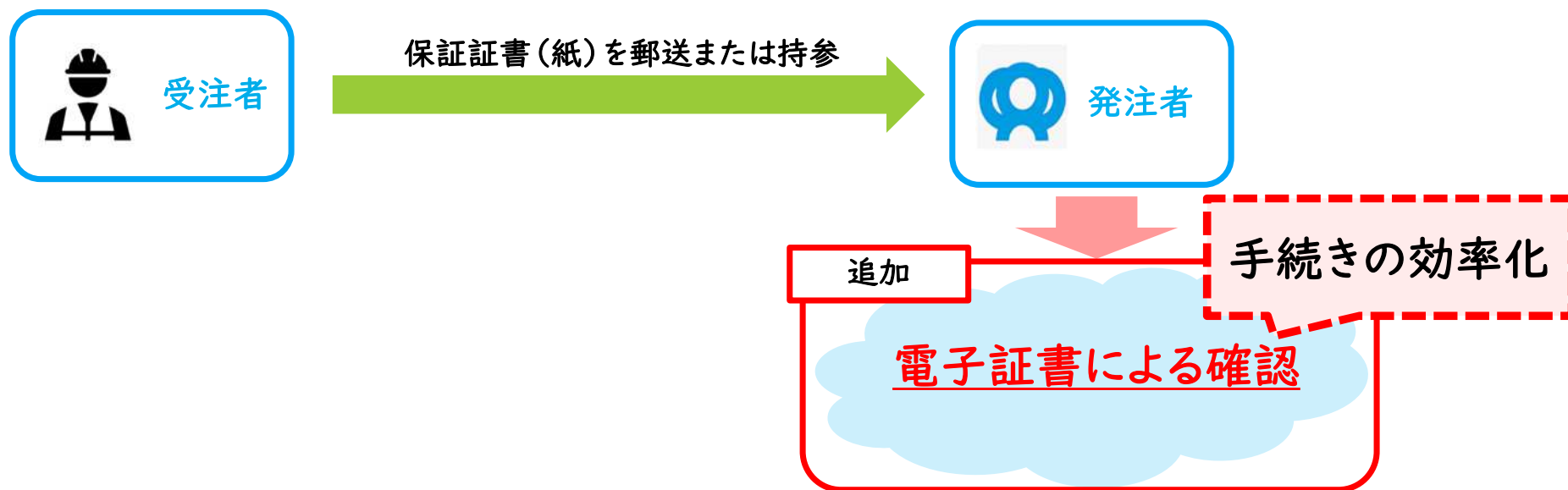
工事契約に係る保証証書の電子化に伴う改正(1)

令和6年4月佐賀県財務規則一部改正予定



保証証書の電子化が可能に

履行保証、前払金保証のうち『保証事業会社の保証』について保証証書の電子化を導入



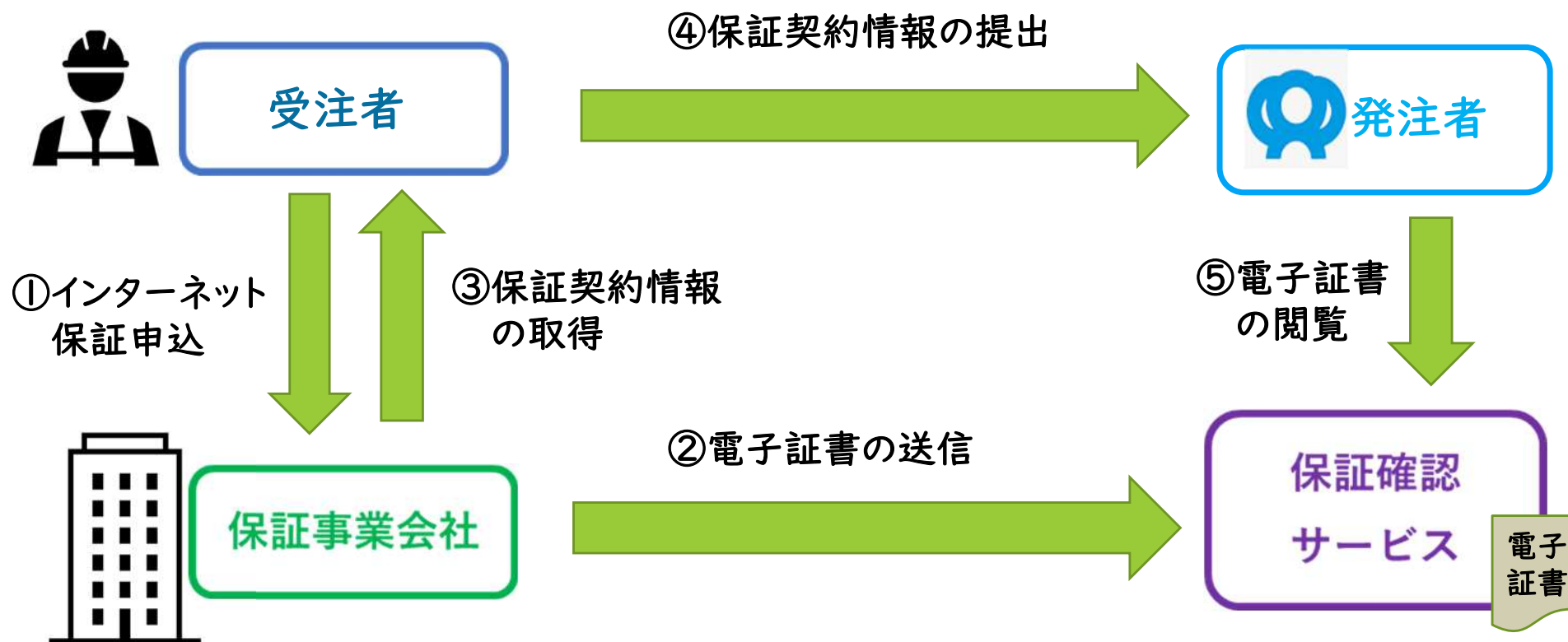
- 履行保証 公共工事の受注者が債務不履行(工事続行不能)となった場合の保証
- 前払金保証 公共工事の受注者が債務不履行(工事続行不能)となった場合に、保証事業会社が発注者が支出した前払金を保証

佐賀県建設工事請負契約約款を改正

令和6年5月1日以降に契約締結する工事から適用

工事契約に係る保証証書の電子化に伴う改正(2)

電子保証制度イメージ図



工事契約に係る保証証書の電子化に伴う改正(3)

◆ 契約約款の改正概要

(契約の保証)

佐賀県建設工事請負契約約款の第4条の文言を次のように改める。(第4条第2項を新規追加)

〈第4条〉

略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上（佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第106条第2項に規定する額（以下「低入札価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3以上）としなければならない。

4 略

5 略

6 略

工事契約に係る保証証書の電子化に伴う改正（4）

❖ 契約約款の改正概要

（前金払及び中間前金払）

佐賀県建設工事請負契約約款の第35条の文言を次のように改める。（第35条第2項を新規追加）

〈第35条〉

略

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 甲は、**第1項**の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 略

5 略

6 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2（**第4項**の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の4）））から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、**第3項**の規定を準用する。

7 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3（**第4項**の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の4）））を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

8 略

9 甲は、乙が**第7項**の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

工事契約に係る保証証書の電子化に伴う改正(5)

◆ 契約約款の改正概要

(保証契約の変更)

佐賀県建設工事請負契約約款の第36条の文言を次のように改める。(第36条第3項を新規追加)

〈第36条〉

略

2 略

3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 略

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

佐賀県建設工事請負契約約款の第41条の文言を次のように改める。

〈第41条〉

略

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

3 略

4 略

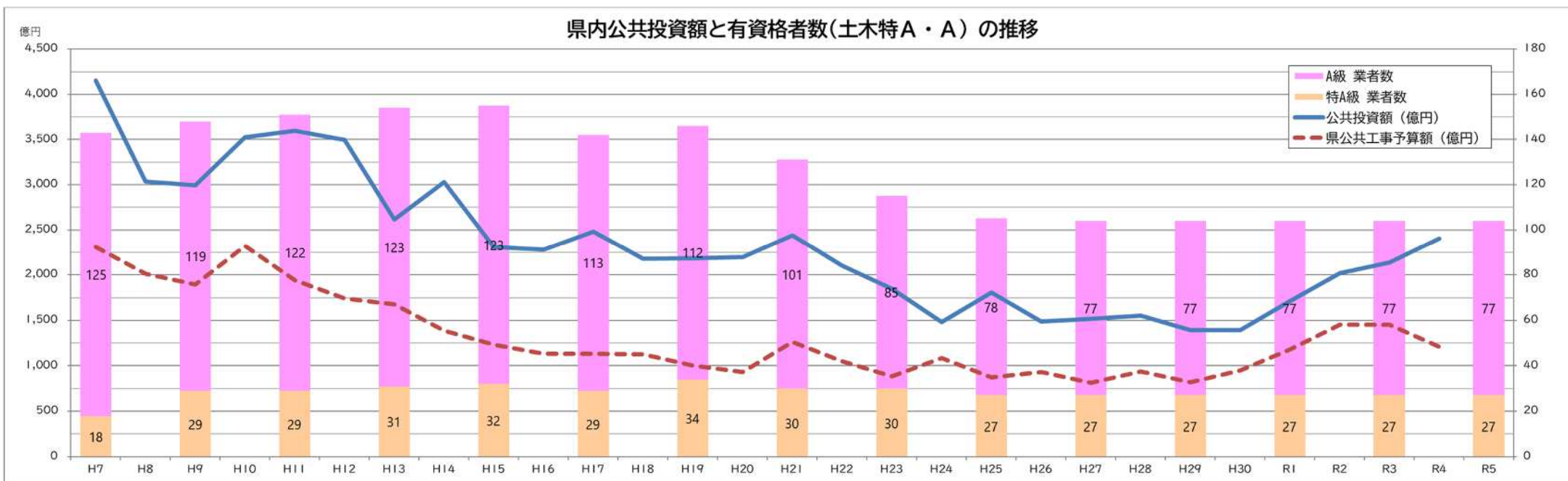
5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

參考資料

参考 令和5・6年度等級ごとの定数および基準点数について

業種	特A	A	B	C	
土木一式	11業種 順位制	27者 (1~27位)	77者 (28~104位)	162者 (105~266位)	基準点 760点
建築一式		45者 (1~45位)	50者 (46~95位)	基準点 730点	
とび土工		27者 (1~27位)	23者 (28~50位)	基準点 740点	
電気		20者 (1~20位)	21者 (21~41位)	基準点 710点	
管		29者 (1~29位)	59者 (30~88位)	基準点 780点	
鋼構造物		8者 (1~8位)	8者 (9~16位)	基準点 620点	
舗装		38者 (1~38位)	基準点 930点		
塗装		14者 (1~14位)	18者 (15~32位)	基準点 600点	
機械器具		7者 (1~7位)	基準点 650点		
電気通信		10者 (1~10位)	基準点 680点		
造園		29者 (1~29位)	35者 (30~64位)	基準点 710点	
その他の18業種	登録制 (基準点600点)				

参考 県内公共投資額と有資格者数(土木特A・A)の推移



	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
公共投資額 (億円)	4,150	3,035	2,993	3,529	3,600	3,498	2,615	3,028	2,309	2,279	2,482	2,181	2,185	2,197	2,439	2,099	1,850	1,482	1,807	1,487	1,518	1,552	1,391	1,393	1,710	2,022	2,140	2,401	
H7を100とした率	100	73	72	85	87	84	63	73	56	55	60	53	53	53	59	51	45	36	44	36	37	37	34	34	41	49	52	58	
県公共工事予算額 (億円)	2,308	2,011	1,896	2,318	1,943	1,743	1,677	1,385	1,234	1,132	1,132	1,126	1,003	932	1,262	1,050	883	1,086	874	933	813	939	819	948	1,180	1,454	1,452	1,208	
H10を100とした率	100	87	82	100	84	75	72	60	53	49	49	49	43	40	54	45	38	47	38	40	35	41	35	41	51	63	63	52	
有資格者数 (土木一式特A・A)	143		148		151		154		155		142		146		131		115		105		104		104		104		104		104
H15を100とした率	92		95		97		99		100		92		94		85		74		68		67		67		67		67		67
特A級 業者数	18		29		29		31		32		29		34		30		30		27		27		27		27		27		27
A級 業者数	125		119		122		123		123		113		112		101		85		78		77		77		77		77		77